

令和2年9月17日（木曜日）

令和元年度決算審査特別委員会会議録

（第6日目）

令和元年度決算審査特別委員会会議録第6号

令和2年9月17日（木曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

出席委員（15名）

委員長	村岡賢一君	
副委員長	佐藤正明君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	及川幸子君
	今野雄紀君	高橋兼次君
星	喜美男君	菅原辰雄君
山内	孝樹君	後藤清喜君
山内	昇一君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君
会計	管理	三浦	浩君
総務	課長	高橋	一清君
企画	課長	及川	明君
町民	税務	阿部	明広君
保健	福祉	菅原	義明君
農林	水産	千葉	啓君
上下水道	事業	佐藤	正文君

南三陸病院事務部
事務長

佐藤和則君

監査委員部局

代表監査委員
事務局長

芳賀長恒君
男澤知樹君

事務局職員出席者

事務局長
主幹兼総務係長
兼議事調査係長

男澤知樹
小野寛和

午前10時00分 開会

○委員長（村岡賢一君） ただいまより令和元年度決算審査特別委員会を開会いたします。

一言御挨拶申し上げます。

皆さん、おはようございます。

今日はいよいよ最終日となりました。決算審査でございます。最後までしっかりと御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暑い方は脱衣を許可いたします。

認定第2号令和元年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和元年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、認定第2号令和元年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御確認をいただきます。決算書の224ページを御覧願いたいと思います。

実質収支に関する調書でありますが、令和元年度は、歳入総額20億427万3,207円、歳出総額18億8,592万1,604円、歳入歳出差引額1億1,835万1,603円の黒字で決算をいたしました。令和2年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算となります。

なお、国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正に伴い、財政調整基金の繰越しはありませんので、実質収支の額がそのまま令和2年度への繰越金となります。

決算書の196ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較について申し上げます。

1款国民健康保険税、構成比20.3%、対前年マイナスの17.7%。

2款使用料及び手数料、構成比0.0%、対前年マイナスの3.9%。

3款国庫支出金、構成比0.0%、前年度は収入はありませんでしたので、全額の増というこ

とでございます。

4款県支出金、構成比66.1%、対前年マイナスの1.4%。

5款財産収入、構成比0.0%、対前年はプラスの78.4%。

6款繰入金、構成比7.6%、対前年プラスの5.1%。

7款繰越金、構成比5.9%、対前年マイナスの30.3%。

8款諸収入、構成比0.1%、対前年ではマイナスの60.9%。

歳入合計、構成比が100.0%、対前年はマイナスの7.0%ということになりました。

なお、国民健康保険税の収納率は97.9%となり、前年同様に高い水準を維持してございます。

また、不納欠損額は32万300円、前年度からは増加してございます。収入未済額につきましては、839万7,463円となりましたが、前年度よりは160万円ほど減少してございます。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） おはようございます。

続きまして、歳出決算の概要について、事項別明細書で御説明申し上げますので、210ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費でございます。これは、国保特別会計に携わる職員の人事費、物件費等が主なものでございますが、支出済額は2,366万円ほど、執行率87.2%でございます。

次のページをお開きください。212ページの中段でございます。

2款の保険給付費は、疾病・負傷等の療養に対して保険者が負担する費用で、支出済額は12億6,789万円ほど、執行率90.9%でございます。

次の214ページは飛ばしまして、216ページの上段でございます。

4項の出産育児一時金は、1件当たり42万円で5件、5項の葬祭費は1件当たり5万円で26件を支出しております。

3款の国民健康保険事業費納付金ですが、これは国民健康保険を使って支払われた医療費はその半分を国と都道府県が負担し、残りの半分は被保険者が国保税として負担しております。

1項の医療費分、2項の支援金分、3項の介護分を合計して賦課しています。この国保税として徴収した分を国民健康保険事業費納付金として県に納付しております。支出済額は5億7,059万円ほど、昨年度比で1,523万円、2.7%の増でございます。

次のページをお開きください。218ページの上段でございます。

5款の保健事業費ですが、これは生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制

することを目的に実施する健康診査、健康指導等に係る経費で、支出済額は1,513万円、執行率56.6%でございます。前年度比350万円、20.1%減となっております。

次のページをお開きください。220ページの上段でございます。

6款基金積立金は、基金の利息1万2,913円の積立てでございます。

8款諸支出金は、国保の遡及脱退や修正申告等による国保税の還付、過年度分の国庫負担金等の精算費用で、支出済額は861万円ほど、執行率89.7%でございます。

9款の予備費は、予算に不足を生じた総務費等に充用いたしました。

最後に、222ページ、最下段の歳出合計でございますが、歳出決算額は18億8,592万1,604円、執行率89.57%、前年度比3億2,035万円余りの減でございます。1.7%の減ということでございます。

以上で歳出の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

どうぞ、質疑ありませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1点だけ伺いたいと思います。

219ページ、一番下の健康づくり備品、この20万円予算があって、3万円ぐらいしか使われなかつたんですけど、どういった形の健康づくりの備品だったのか、説明をお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 健康づくりということで、例えば、グラウンドゴルフの用具とかそういうものを常は購入しているんですけども、今回、コロナの関係で、そういう部分が最後に支出できなかつたので、今、残が多くなつたというところでございます。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか。ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 グラウンドゴルフということでしたけど、そのほかの運動器具というか、そういうやつは今後検討できるのかどうか、伺っておきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） これらに関しましては、保健福祉課とか、あと公民館関係の事業と連携してやってございますので、そちらのほうで要望がございましたら対応したいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

211ページの一般管理費の中で、時間外手当が71万7,000円ほど出ております。一般職2人となっておりますけれども、この2人というのは国保専門の職員なのか、2人分の額なのか、この時間外の額ですね、お伺いします。

それから、執行率85.57と出ております。不用額が2,190万円ほど出ております。この要因は何なのか、お伺いいたします。

それから、一般会計からの繰入れ、（「ページ数をお示しください」の声あり）207ページの繰入れが、205ページにもありますけれども、繰入金、1億5,000万円の繰入れがあります。この金額が、繰入れの額が給付によって変動するわけですけれども、今後の推移といたしまして、来年もこのような繰入れが必要となってくるのかなと思われますけれども、その辺の動向をお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 時間外の人工費2人分については、お見込みのとおりでございます。

それから、不用額については、人工費というところで御理解いただきたいと思います。

繰入れにつきましては、動向ということなんですけれども、大体同じ傾向でいくのかなと考えているところでございます。対前年でいきますと、保険基盤安定繰入金のほうが86万円ほどの、1.6%の減でございます。それから、基盤安定繰入の保険者支援分につきまして410万円ほど、11%の減ということで、これ低所得者の取得分を国が補填するという内容なんですけれども、税率のほうも、今回税率改正した税額だったんですけれども、今年度につきましてもちょっと検討したいと考えておりますので、こここの部分につきましては、ちょっと予測がどういうふうな形になるか、つかないところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 これ、毎年こういうことになろうかと思うんですよね、ただいまの御答弁によりますと。この給付を少なくするための要望、毎年言っているんですけども、危機感を持ってしなければならないかと思われるんです。ただ、毎年このぐらいの医療費かかるから、はい、一般会計から繰入れしてもらえるからそれでいいや、そういうような今までのスタンス、流れが見受けられるんです。だから、そうではなくて、やはり保険税に対する収納に努めたり、幾らでも、そういうものも頼りにしながらやっていくべきではないかと思われるんです。ここで不用額も出ております。この不用額、どういう要因なのか、先ほど説明なかつ

たんですけども、それを併せて御説明願います。

85%の実績しかできなかつたという、その要因も詳しくお知らせください。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 保健事業につきましては、生活習慣病予防を中心とした呼びかけをしているんですけども、以前もお話ししたんですけども、なかなか特保指導とかに乗つてこないといいますか、こちらでお勧めはしているんですけども、なかなか健診受けでもらえないというところなんんですけども、健診受けないと重症化してしまうというところがありまして、こちらとしては保険者として努力、支援制度というのがございますので、これ全国的に取組状況を点数化して評価しているもので、毎年度発表されております。都道府県単位化になってから公表されている数字なんんですけども、我が町の取組としては、保健指導を受けてくださいとか、健診受けてくださいとか、あるいは重症化リスクの高い人ですね、そういった方々に通知を出して、保健指導、受診の勧奨をしたり、保健指導をしたり、あるいは医師会と連携いたしまして、かかりつけ医の方との相談業務とか、いろいろやっているわけなんんですけども、そういった取組で、県内的には点数5位の評価をいただいております。こちらとしては、そういった形でいろいろと取組はしているんですけども、なかなか健診を受ける方がいないということで、不用額が出てしまつてはいる、そういった状況でございます。受診されている方で、被保険者の方々につきましては、ふだん病院にかかっているからいいんだといったことがよく言われるんですけども、ちょっと誤解されているといいますか、ふだんの病院というのは、自分が悪いところを診てもらつてはいると思うんですけども、こちらの健診につきましては、全身的な管理をしてもらうというところの健診をしておりますので、そういった誤解を解くようなPR活動、あるいは、仕事とか、家事が忙しくて行けないといった方々につきましては、何かインセンティブを与えるような形について、今後検討していきたいと考えているところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 每年同じようなことを聞くんですけども、今、県下5番目だと言われました。税収のときも県内でもトップクラスだということは、それは5年前からもうトップクラスは分かっております。微量にも下がつてきていますよということは、努力していない、だんだんこのまま下がつて、どこまでも行くのかというような懸念があるんです。だから、前に、3年も4年も前に徴収でトップを維持して100%のときもありました。油断するとそういうふうに下がっていくんです。ですから、ここでも、去年と同じではなくて、それをどのように

して、町民に分かってもらえないんであれば、それを今年は何とかして分かるようにしなければならない、そういう努力が必要だと思いますよ。

この不用額を出したということについては説明ないんですけれども、補正しながら予備費を充用して、こういうこともやっている。まあこれは国保ならず全般にそうなんですけれども、こういうことを常日頃平然とやっている、そういうことが危機感を持たれる、今後の財政運営にも危機感を持たれるので、そこが心配なんです。だからもっと、去年より今年はこういうことをしました、そして何%でも上げました、実績、100%実施しました、そういう声が聞きたいんです。

まあこれ以上言っても無理だと思いますけれども、もっと前向きな答弁をお願いいたします。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） 一般会計からの繰入金のところで御質問がありましたが、その辺についてちょっと御説明をしたいと思います。

207ページを御覧になっていただければ、御存じのとおり、一般会計の繰入金につきましては、節で保険基盤、それから出産育児一時金、事務費、それから財政安定化支援事業繰入ということで、この辺ちゃんとルール化したものであって、ただ単に一般会計から繰り入れているものではなく、ちゃんとルールに基づいて繰り入れているものでございます。

それから、基金繰入金につきましては、課長が答弁したとおり、税率の改正等によりまして、被保険者の負担を少なくする上で、現在、基金の現在高も3億8,900万円ほどありますので、それを有効に活用しながら、保険税負担の軽減を図っている状況ですので、そこはよろしく御理解をお願いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 ページ数でいきますと218、219ページでしょうかね、保健事業費で、先ほど不用額の議論もございましたけれども、具体的にじゃあどこに不用額が固まっているんだという話ですけど、ここの1項1目ですかね、特定健診等の委託料に960万円不用額がありますよと。附表のほうを見ますと、173ページかなと思うんですが、受診率がやっぱり4割というところから、この委託料に関しての不用額が出てきているんだろうなと推察するところですけれども、先ほど、どういう取組しているんだというお話の中で、ふだん病院に行っているから健診を受けなくていいんだという町民の声をしっかりと聞いて、インセンティブを与えるようなやり方で受診率を上げたいという取組はしているというお話ありました。

では、そういう取組をして、目標値でしょうかね、できれば100にいきたいんでしょうけ

れども、なかなか現実的ではないと思います、今40ですから、ここに、数字に大きな乖離があります。昨年度はどの目標数値あたりを設定したのか、していないのか。今後、それを長期的に考えていかなければいけないと思いますけれども、やはりどれぐらいずつ上げていこうというお考えなのか、その目標がありましたらお伺いしたいと思います。それが1点目です。

2点目は、ちょっと教えていただきたいんですけども、決算附表の170ページなんですが、国民健康保険事業を行っていく上で、この世帯数ですね、被保険者数を追いかけていくということは、これ非常に大事なことだろうと思うんですね。年度内に増減がありますということで、昨年度末と本年度末の数字があって、一番右に平均というのがあるんですね。上から2段目、例えばですけれども、退職被保険者等世帯数、昨年度末7、増減マイナス7、本年度末0、平均が12になるんですけども、これどういうからくりなのか教えていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、1点目の目標数値でございます。特定健診の受診率のほうの目標なんですけれども、データヘルス計画というのを策定しております、こちらの目標年度が平成35年なんですけれども、ここの段階で受診率は46%に設定してございます。

それから、2点目の増減の平均の話なんですけれども、結果的には7という数字なんですけれども、月ごとに出たり入ったりがございますので、平均するとそういう形になるというところでございます。最初と最後の違いはそうなんですけれども、中での動きがあるという、例えば、被保険者数全体ですと200人の増減なんですけれども、その中の出入りを計算、保険税を計算する上の話なんですけれども、260人ぐらいの増減、実際の金額に関わる部分がそれぐらいあるというところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 1点目ですね、平成35年ということは、令和5年になるんですかね、この先、そういう数値目標を決めてということですので、今の、現状の数字からすると、少しゆっくりだなといいますか、1年で2%ずつぐらいの上昇になっていくのかなと思いますが。県内で、先ほど、5位の取組という評価を受けているということですけれども、上に4ついますから、そこを追い越すつもりで取り組んでいただきたいなと思います。

数字の部分ですけれども、分かりました。期の頭の部分と、最後の部分では7と0だけれども、その間で、実は7から15とか16とかに増えている時期があって、そこでも要は保険料を

納めていただくとか、給付をするという関係があるので、実際に数値として必要なものは12だという捉え方、この数字は一番右の平均の部分、保健事業にとっては一番必要な部分だという理解でよろしいのか、最後そこだけ確認させていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） そのとおりでございます。

○委員長（村岡賢一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 202ページの保険税についてです。

収入未済839万円ほどあります。附表の169ページには、元年の分、それから平成30年度以前分とあるわけですが、これ本当のところというとちょっとおかしいけれども、平成30年度以前分はひとつ、ひとつ、いつなのか、これ分かりますか。

それで、これ累積といいますか、この部分の回収はどうなっていますか。

○委員長（村岡賢一君） 暫時休憩をいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 申し訳ございません、年度ごとの管理はしてございません。数字はございません。

○委員長（村岡賢一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 年度ごとってね、平成29年度は520万9,796円なんです。だから、平成28年とか平成27年とか。これね、若干動いているんだけれども、ずっとたまってきたのそのままなのか、幾らでも回収しているのか。それで、この平成元年の319万円というのにどうつながっているのか。そこです。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 収納未済の分については、次年度以降も徴収しておりますので、何年度分で幾ら減っているかというのを、年度ごとの管理というのをしていくなくて、トータルでやるもんですから、年度ごとにどういう動きがあるのかというところまでの管理はしていないというところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そうすると、その年、年の、何ぼ回収したか、その率なんていうの分からなく

なってくるわけですよね。ただ、どんぶり勘定みたいなもんだ。それではちょっと、この改修計画とか何か立てるのにまずいんでないの。やはり、きちきちと、何ぼのやつが何ぼ残つて、何年度分が何ぼ残ってというようなところも出しておくべきでないかと思うんだけれども。今後のために、どうです。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 滞納分の管理につきましては、年度ごとの管理ということじゃなくて、人ごとの管理になりますので、人ごと、個人ごとの管理になりますので、その人、滞納している方が何年度分が残っているか、トータルで管理しますので、その中から何年度分を徴収するというような形になりますので、縦と横の考え方の違いといいますか、年度ごとにはもう、滞納になってしまったら一括して管理しますので、それからは個人ごとに管理するような形になりますので、年度ごとに、この分がなくなつて、この分が増えることはないんですけども、なくなつた部分を年度ごとに管理するという、そこまで管理する必要はないということで、御理解いただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） 私からちょっと補足いたしますが、今、課長が話しているのは、手元にちょっと資料がないので、年度ごとの金額をはっきり示されないということでありまして、年度ごとの管理というよりは、今申したとおり、被保険者ごとに管理をしていて、この方は、Aさんは30年度幾ら、29年度幾ら、という年度ごとの管理が当然にされております。そうしないと不納欠損処分もできませんし、延滞金の計算もできませんので、ちょっと説明に不足があるところがありますが、ちゃんとしっかりと年度ごとの管理はしてございますし、資料も私のほうで拝見をしたことがございます。ただ、現在、今手持ちでここに資料まで持ってきていないということありますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そうすると、そこまでできていれば分かるんだよね。ただ、そこまでやるのが面倒くさいというか、仕事が手間要るからやらないのかどうか分からなければ、ただ、やっぱりそういうものはきっちと一目で分かるように、やはり出しておくべきだなと、そう思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまの国保税ですね、保険税も税だと思うんです。そういう観点からして、これはもっと中身を精査しなければならない事案になりますので、この案に対しては反対とさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 次に、本案に対し賛成討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（村岡賢一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第3号令和元年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和元年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） それでは、認定第3号令和元年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御確認をいただきます。決算書の235ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でありますが、令和元年度は、歳入総額1億4,166万888円、歳出総額1億3,669万9,810円、歳入歳出差引額496万1,078円で決算をいたしました。令和2年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算をし、実質収支の額がそのまま令和2年度への繰越金となります。

決算書の225ページにお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較について申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、構成比72.2%、対前年はプラスの2.0%。

2款使用料及び手数料、構成比0.0%、対前年度はプラスの2.9%。

3款繰入金、構成比23.7%、対前年はマイナスの15.8%。

4款繰越金、構成比は4.1%、対前年はプラスの68.0%。

5款諸収入、構成比は0.0%、対前年はマイナスの76.5%。

歳入合計は、構成比100.0%、対前年はマイナスの1.5%ですので、ほぼ前年並みの決算とな

りました。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 歳出でございます。

まず、この会計は後期高齢者医療制度における被保険者が負担する保険料を受け入れまして、それを保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するという性格の会計でございます。

227、228ページをお開きください。

歳出合計は1億3,669万9,810円で、昨年度比較でマイナス136万2,911円、1.0%の減でございます。執行率は96.8%でございました。

233、234ページをお開きください。

1款19節負担金補助ですが、後期高齢者広域連合納付金は、歳入における保険料と一般会計から繰り入れた県及び町の負担分の保険基盤安定繰入金を合わせまして、広域連合への納付金とするものでございます。

2款の諸支出金は保険料の過誤納還付金となっております。

なお、被保険者の動向、保険料の賦課状況等につきましては、附表の177、178ページを御参考照願いたいと思います。

以上、簡単ですけれども、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点だけお伺いします。

私も後期高齢の議員として行っていますけれども、今、後期高齢、本部のほうでは、補助事業を出して各市町村に手挙げでいろんな事業を実施されているところなんですけれども、当町はなかなか手を挙げてもらえない。この健康、高齢者がますます、75歳以上の人口が多くなっており、そういう中で、やはり健康寿命を長くするための施策というものが欠かせないものとなっております。2,000万円、広域議会としては、合わせて2,000万円を、それを各市町村に振り分けして、補助事業としてさせていますけれども、その手挙げをして、何か事業をすべきだと思いますけれども、その辺のどのようなお考えでいるか、今後ですね、お伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 健康保持に関する市町村助成事業につきましては、必要に応じて広域連合、あるいは関係課と協議して進めたいと考えております。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ゼひ、手を挙げてそういう補助事業がありますので、町民のためにそういう実績をつくっていただきたいと思いますので、ゼひお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもつて討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第4号令和元年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和元年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） それでは、認定第4号令和元年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御確認をいただきます。決算書の268ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、令和元年度は、歳入総額16億2,310万8,474円、歳出総額15億2,941万9,676円、歳入歳出差引額9,368万8,798円で決算いたしました。令和2年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算をし、実質収支の額がそのまま令和2年度への繰越金となります。

決算書の236ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較等について申し上げます。

1款保険料、構成比19.7%、対前年ではマイナス1.7%。

2款使用料及び手数料、構成比0.0%、対前年はプラス2.6%。

3款国庫支出金、構成比24.3%、対前年ではプラス0.6%。

4款支払基金交付金、構成比23.1%、対前年ではマイナス2.8%。

5款県支出金、構成比13.3%、対前年ではマイナス1.8%。

6款財産収入、構成比0.0%、対前年ではマイナス50.4%。

7款繰入金、構成比14.2%、対前年はプラス5.5%。

8款繰越金、構成比5.5%、対前年ではマイナス3.6%。

9款諸収入、構成比0.0%、対前年ではプラス2.9%。

歳入合計では、対前年でマイナス0.6%となりましたので、ほぼ前年並みの決算と言えるかと思います。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、続きまして、介護保険特別会計の歳出について細部説明をさせていただきます。

まず、決算書240ページをお開きください。

各款の構成比について申し上げます。なお、前年度比較については後ほど事項別明細書のときに御説明申し上げます。

1款総務費、構成比1.6%。

2款保険給付費、構成比89.3%。

3款地域支援事業費3.9%。

4款基金積立金2.9%

5款諸支出金2.3%。

6款予備費0.0%。

続きまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

決算書252ページ、253ページをお開きください。

1款総務費でございます。款としての支出済額が2,481万2,587円となっており、不用額が187万7,413円であり、執行率は93.0%でございます。また、平成30年度との比較では14.8%の増額となっております。

続きまして、項別に御説明申し上げます。

1項総務管理費でございます。支出済額が1,522万1,796円、執行率95.0%、対前年では230万8,000円ほど、率にしますと約17.9%の増額となっております。この項につきましては職員人件費や事務的経費を支出しております、増額の要因につきましては、13節委託料におきまして、次期介護保険事業計画の基礎調査業務があつたためでございます。

次に、2項徴収費でございます。支出済額が157万6,010円、執行率80.0%、対前年では9万7,000円ほど、率にいたしますと約6.6%の増額となっております。こちらにつきましては保

険料の納入通知書作成等に係る経費であり、ほぼ前年同様での決算となっております。

次に、3項介護認定事業費でございます。支出済額が801万4,781円、執行率は92.2%、対前年では78万9,000円ほど、率にいたしますと約10.9%の増額となっております。介護認定審査に要する経費でございまして、増額の事由につきましては主治医意見書作成料等の増加というものでございます。

続きまして、254ページ、255ページをお開きください。

2款保険給付費でございます。款としての支出済額が13億6,557万8,495円となっており、不用額が1億243万9,505円であり、執行率は93.0%でございます。また平成30年度との比較では0.5%の減少となってございます。給付費につきましては、全体として前年同様の状況となっておりますけれども、1目居宅介護サービス給付費が減り、その分、3目地域密着型介護サービス給付費と5目施設介護サービス給付費が増えているという状況が発生しております。これにつきましては、短期入所を担っていただいている施設において介護人材の体制の関係からベッド数の縮小等を余儀なくされたという事情のほか、地域密着型サービスと施設介護サービスについては、加算等が影響しているものと考えております。

なお、各給付項目の詳細につきましては、決算附表の183ページから187ページに記載しておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、260ページ、261ページをお開きください。

3款地域支援事業費でございます。款としての支出済額が6,013万2,300円となっており、不用額が825万8,700円、執行率は87.9%でございます。また30年度との比較では1.1%の減額となっております。減額の主たる要因といたしましては、職員人件費の減額等によるものであり、事業の縮小といったものではございません。

詳細について御説明申し上げます。

1項1目介護予防生活支援サービス費でございます。こちらは要支援1、要支援2の方へのサービス給付に係る目でございまして、前年比較で約6.5%ほどの増となっております。制度上、一般の介護給付費との出入りが発生いたしますので、ほぼ前年同様の決算と言ってよろしいかと思っております。

次に、2項1目一般介護予防事業費でございます。ページにつきましては、262ページ、263ページも併せて御覧ください。

こちらは、介護予防事業に係る事業費や担当職員の人事費等を担う科目でございまして、前年度比較で申し上げますと約3.7%程度の減となっておりますが、この主たる要因は人件費に

よるものでございます。なお、事業につきましては、従前の輝きサポーター事業を廃止する一方で、地域介護予防活動支援事業として、いきいき百歳体操をメインとした介護予防活動を新たに展開しております、大変好評をいただいているというところでございます。

次に、3項1目包括的ケアマネジメント支援事業費でございます。こちらは、地域包括支援センターの運営に携わる専門職員等の職員人件費及び相談事業等における経費を支出しております。前年度と比較いたしますと額で5万円ほど、率にいたしますと0.3%の減額となっており、ほぼ前年と同様の決算となっております。

次に、264ページ、265ページをお開きください。

3項2目任意事業費でございます。在宅介護家族への支援としての家族介護用品支給事業や成年後見制度利用に係る事業費について支出をしております。

次に、3項3目 在宅医療介護連携推進事業費でございます。在宅要介護者についての医療・介護の連携に係る費用を担う科目でございますが、令和元年度は関係者の協議等が主たる事業でございましたので、御覧のとおり目立った支出はございませんでした。

次に、3項4目生活支援体制整備事業費でございます。生活支援コーディネーター2名分の委託料でございまして、前年度と比較いたしますと、額で78万8,000円ほど、率にいたしますと11.2%の減額となっておりますけれども、これは13節委託料にございます生活支援コーディネーター事業の事業費の精査によるものでございます。

次に、3項5目認知症総合支援事業費でございます。認知症対策に係る事業経費でございまして、認知症予防に係る講演会を行っております。前年度の半分程度の執行となっておりますけれども、こちらにつきましては、当初予定しておりました研修会講師等について、保健師等が自前で行ったことによる経費の減ということでございます。

次に、4項1目審査支払手数料でございます。介護予防ケアマネジメント費に係る国保連への審査支払手数料でございます。

続いて、4款基金積立金でございます。款としての支出済額が4,400万1,838円となっており、執行率ほぼ100%でございます。積立金につきましては、給付に至らなかった保険料財源等について財政調整基金に積立てを行うというものでございまして、これによりまして附表181ページにございますとおり年度末の財政調整基金総額が2億2,819万円ほどになったというものでございます。

続いて、266ページ、267ページをお開きください。

5款諸支出金でございます。款としての支出済額が3,489万4,456円となっており、不用額は

68万3,544円、執行率98.1%でございます。また、平成30年度との比較では13.1%の増額ということになっております。

1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金でございます。こちらについては第1号被保険者に係る過年度分の保険料還付分でございます。前年度の半分程度の実績での決算となりました。

次に、2目償還金でございます。支出済額が2,718万7,801円、執行率はほぼ100%でございます。平成30年度との比較では約68.8%の増加ということになっております。こちらにつきましては、過年度分の決算の確定に係る国庫及び県の負担金並びに支払基金のそれぞれの額の確定に伴う返還金でございます。

次に、3目第1号被保険者還付加算金でございます。支出はございませんでした。

次に、2項延滞金でございます。こちらについても支出はございませんでした。

次に、3項繰出金1目一般会計繰出金でございます。支出済額が736万5,255円、執行率はほぼ100%でございます。また平成30年度との比較では約47.7%の減ということになっております。こちらにつきましては、先ほど1項2目の償還金で申し上げました返還の町負担分ということでございまして、平成30年度事業分の余分の町負担分について一般会計に返したというものでございます。

次に、6款予備費でございます。支出はございませんでした。

歳出合計、支出済額15億2,941万9,676円、執行率は92.0%、対前年では約1,413万2,000円、率にして0.9%の減ということになりました。

以上、歳出に係る細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） ここで、暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時18分 再開

○委員長（村岡賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子委員。

○及川幸子委員 3点お伺いいたします。

まずもって、ただいまの介護保険の説明、丁寧に説明されて、非の打ちどころがないですけれども、あえて。きれいに実績も伸ばしております。その中で聞きたいのは、決算書が245ページですね、介護保険料、1号保険者の保険料の中で、特別徴収と現年度分の普通徴収とあ

ります。この特別徴収と普通徴収、この比率、割合をお伺いいたします。

それから、滞縛分が4万8,600円と少額です。努力の結果がうかがわれます。来年にはこの数字がゼロとなるように期待しております。

それから、附表のほうで、附表の184ページ、給付額の推移といたしまして、29年度から30年度、令和元年と載っております。平成29年からと比較しますと、かなりマイナスでございます。特に現年度は700万円以上の額を減らしました。この減らした陰には職員の皆さんの御努力がうかがわれます。これは評価いたします。

それから、181ページ、保険料の未納の額ですけれども、ただいま4万8,600円、これは令和元年度が8万997円の未収が出ているんですけれども、数字的に4万8,600円は、平成30年度の額と思われますけれども、この辺の違いの御説明をお願いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、1点目の保険料に係る特徴、普徴の割合でございますけれども、現年分の特徴が94.2%、それから、普徴が5.7%、滞縛分が残りということでございます。

それから、給付の減額要因につきましては、先ほど説明の際に若干触れましたけれども、介護人材等の都合によりまして、昨年、ある施設でショートの受入れのベッド数を削減せざるを得なかったということがございましたので、それによる減収分が大きかったのかなと思っております。

それから、最後、未収分となつておりました4万8,600円の年度内訳ということでございました。こちらについては、平成29年度分が8,100円、30年度分が4万500円でございます。先ほど同じような御質問があったかと思いますけれども、今回、こちらで出ているのは、実は、先ほど町民税務課長、人ごとの管理はしておるということで申し上げたと思います。たまたま今回は、こちら、両年度ともお一人ずつでしたので、手元にその数字が見えていたということでございまして、どっちができて、どっちができないとかということではないので、あらかじめ御説明申し上げます。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 理解しましたけれども、1つ、やっぱりまだ理解しない部分があるんです。この附表の181ページの元年度の未済額が8万997円と出ているんです。そうすると、この額と収入未済額が、これ平成30年度の分であれば、決算書であれば、4万8,600円、これがイコールになるんですけれども、元年度の決算なので、元年度分の8万997円と、ここが収入未済額

がイコールにならなければならないのかなと思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） 附表の181ページと決算書の245ページを見比べていただきたいと思います。

まずもって、平成30年度以前分4万8,600円につきましては、滞納繰越分の未済額と同額でございます。そこは御理解、まずいただけますよね。

次に、令和元年度の収入未済額が31万6,897円ですので、これは現年度分の、ここまで了解ででしょうか。（「はい」の声あり）

そして、特別徴収の分が還付未済23万5,900円、その差が8万997円ということで、収入未済があるということでございます。（「了解しました」の声あり）

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第5号令和元年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和元年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） それでは、認定第5号令和元年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

決算の全容について、初めに御確認をいただきます。279ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございますが、令和元年度は、歳入総額3,345万6,960円、歳出総額3,293万9,353円、歳入歳出差引額51万7,607円で決算をいたしました。こちらの会計も令和2年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算をし、実質収支の額が令和2年度への繰越金となります。

決算書の269ページへお戻り願います。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較について申し上げます。

1款使用料及び手数料、構成比24.5%、対前年マイナス29.8%。

2款県支出金、構成比0.2%、対前年プラス0.9%。

3款繰入金、構成比61.9%、対前年プラス17.1%。

4款繰越金、構成比12.2%、対前年マイナス52.8%。

5款諸収入、構成比1.3%、対前年マイナス33.1%。

歳入合計では、対前年に比較いたしましてマイナス13.5%となりました。

なお、調定額イコール収入済額となっておりますので、収入未済額はございません。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、認定第5号令和元年度南三陸町市場事業特別会計の歳出の細部について御説明申し上げます。

まず決算書、事項別明細書になりますけれども、277、278ページをお開き願います。

市場事業特別会計全体の歳出合計につきましては、決算額3,293万9,353円、執行率96.8%、対前年度比マイナス4.8%となっております。

それでは、各目ごとの決算を御説明申し上げますので、275、276ページに戻っていただきます。

まず1項市場事業費1目市場管理費につきましては、決算額1,514万6,977円で、予算執行率94.0%、対前年度比マイナス9.9%となっております。減額の主な要因につきましては、水揚げの減少による岸壁使用料の減額などが主な要因となったものでございます。

次に、2目漁船誘致対策費につきましては、支出がございませんでした。

次に、1項公債費1目元金については、支出済額1,715万4,983円で予算執行率100%、対前年度比3.5%増、同じく2目利子につきましては支出済額63万7,393円で予算執行率99.9%、対前年度比マイナス47.8%となっております。

次の1項1目予備費につきましては、執行がございませんでした。

なお、決算附表につきましては、附表の193ページ、194ページとなっておりますので、御参考照願います。

以上、市場事業特別会計の細部説明をさせていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。今野雄紀委

員。

○今野雄紀委員 2点ほど伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、サケの水揚げが全国的な不漁で少なくなっているという、そういう附表193ページにありますけれども、いろいろ聞いていて対策は取っているようですが、原因というか、どのように分析しているのか。ちなみに、かつて同僚議員も問い合わせたみたいに、水尻と八幡川の工事というか、あれは関係しているかどうか、そのように考えているのか、1点伺いたいと思います。

あともう一点は、タコの水揚げについて伺いたいと思います。

タコの水揚げ、一昨年ですか、豊漁、波があって、タコ漁、水揚げ高が変わってくるんですけれども、今年の状況はどのような形なのか伺っておきたいと思います。

あともう一点、附表のほうで、ちょっと数字的なものを伺いたいんですけれども、タコ類の水揚げ、151トンで、前年に比べ59トン減となっているんですが、このところ、昨年の附表を見ていますと、タコ類211トンとなっていて、211から151を引くと、60トンの減になるんじゃないかと思うんですが、そして、対前年比は60トンだと71.6%、細かいような形ですけれども、この数字が大丈夫なのかと言ったらおかしいんですけども、正確性があるのかどうか、伺っておきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、1点目のサケの水揚げでございます。原因は何なのかというところでございますけれども、恐らく要因というのは、これが要因だというのではないのかなと思っております。様々な要因が重なっているのかなと感じております。まず、海水温が上昇していると、要は寒流がなかなか接岸しないというところと、あとは、それに伴って、高温でなかなか餌が捕れないのではないかというところ、あとは、北の海に中国、ロシア等の漁船が入っておりますので、捕られているのではないかという、様々な原因分析が行われているというところでございます。ただ、御質問にございました水尻・八幡川の河川工事の影響ではないのかという御質問に関しましては、そもそも湾内に入ってくるサケが少ないので、工事の原因というところではないと考えているところでございます。

2点目の今年のタコの状況というところでございますけれども、まだ市場に関しましてはタコのかご漁に関して、まだ本格的に開始されていないという状況のようですけれども、ネイチャーセンターのほうで藻場調査等を行った際に、タコはいるようだと。藻場に産卵しているという状況も確認しておりますので、昨年よりは、マダコに関しては増えるのかなと

いう予想をしております。

附表のこの部分なんですけれども、恐らく端数処理の問題なのかなと感じております。昨年度の、平成30年度のタコの数量に関しましては、21万926キロ、つまり、210.9トン、これを恐らく四捨五入して211というふうに計算をしていると思います。今年度が15万1,472.9トンというところの中で、今回、再度精査をした中で、キログラムまでやりますと、59トンということなのかなと考えております。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 サケの不漁に関しては、課長もいろいろ頭を悩ませているようですが、そこで、町独自の対策みたいなのは考えられないのか。

あと、もう一点、答弁であったのが、湾内に入ってくるのが少ない、そういう答弁であったんですけども、やはりそれっていうのは、ここ10年ずっとああいった工事中みたいな形にしているので、そういう影響もないのか。だから湾内に入ってくるのが少ないんじゃないかなって、そういう思いも私しているんですけども、そのところをどのように見ているのか。

マダコの漁に関しては、漁師さんたちも今年は大分多いという声も聞かれていますので、こちらは来月からですか、再来月から、期待していきたいと思います。

そこで、附表の件なんですけれども、課長の答弁で分かったんですが、約210.926トンということで、ただ、現実、昨年の附表には211と書いていますので、私、ここ数年ずっとタコに目を光らせていたもんですから、そこで、昨今、資料の間違いがいっぱい出ている中で、訂正、この箇所もあったんですが、さらなるということではないと思うんですけども、やはり訂正する際は、その部分、部分だけじゃなくて、その前後、あと前年対比のいろいろ、もう少し幅広に上下の数字的なものの確認も必要だと思いますので、今後十分留意していかるかどうか、確認させていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） サケに関しては、そもそも湾内に入ってくるサケが少ないというお話ししましたけれども、当町だけではありませんので、そもそも沿岸全体がサケが戻ってきていないという状況ですので、そこは工事とは関係ないという意味合いでございます。

対策につきましては、一般会計のほうでちょっとお話ししたかもしれないんですけども、今年度に関しては、網上げ時期を2週間も前倒しにするというところもございますし、あとは、ちょっと実験的に今行おうとしているのは、網上げはするんですけども、一つの

定置だけ残して、そこに入るサケを生きたまま持ってきて、卵が熟成するまで飼育して、採卵をして、確実に自分の湾内に入ってきたサケの卵を確保すると。これに関しては、今年度もなかなか厳しいという中で、移入卵の確保という部分も非常に難しいと考えておりますので、そういういた様々な対策については、現在検討をしているというところでございます。

タコの表記につきましては、委員おっしゃるとおり、正直、今回の部分の数字を丁寧にやつた結果、このようなことになったんですけども、昨年の表記まで正直見ていなかったという部分はミスでございますので、これからは気をつけます。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 市場の事業に関しての、今回は決算会計ということなんですが、この事業に関しては漁民の生産現場の管理とか、運営上の有効な環境を整えるということにあると思うんですが、関連として聞きたいのは、今回、コロナ感染症の対策として30項目があります。これ総務課長だと思うんですけども、説明の中であったんですが、なかなか30項目の中で、狭い部分が、小さい部分が、ちょっと私には理解できなくて、まあこの部分は採択された事業だとは思うんですけども、その中で、市場に水揚げしている方、そして、この漁船漁業の支援ということで、魚価の下落に鑑み、漁業者の生産意欲を確保し、減容化経営の安定を目的にということで、今回、コロナ対策事業がされました。その中で、ここに書いてある漁業者というのは、私は、全般というような形で考えていましたが、この中を細かく見ると、市場に水揚げされた方がその対象だと。でも、市場に水揚げをしない漁業者もいると。そういうことを理解した上で、この補助制度をやったのか、ちょっとその辺。

まあ詳しく言えば、カキの生産者には、これは対応していないんだというような話でした。この辺説明をお願いしたいと思います。

あと、無理くりの関連ですが、漁業関係者から、今日、朝一に、漁業廃棄物の焼却に当たって、歌津の草木沢のほうに持つていったと。そうしたら、志津川のそういうごみは受け入れないんだということで、駄目ですということで拒否されましたが、その方が志津川のクリーンセンターに持つていっても、多分クリーンセンターではそういうものは受け付けないと。なぜかというと、大きさとか、ある程度のごみの形にしないとクリーンセンターは受け付けないとという状況だと思います。私も民生教育常任委員会にいるので、調査の上の話をさせてもらいました。合併当時の約束で、草木沢は歌津地区の人たちのごみ処理場だということを説明しました。そして、クリーンセンターに関しては、南三陸町町民全員の対象のごみ焼却施設だということも話しましたが、税金は皆町民平等に払っているのに、その考え方、

ちょっとこれはおかしいんじゃないかという話を聞かれたのですが、私もいろいろと持っている知識でもって説明したのですが、なかなか理解されませんでした。草木沢のごみ処理場の関係、これは歌津の地区民、そして、クリーンセンターは南三陸町全町に対してのものだと思うんですが、こうした税金を払っているのに、公正ではないんじゃないかという問い合わせを、今日、朝一にもらったんですが、町長、これに関しての答弁、できればお願ひしたいと思います。この2点です。よろしくお願ひします。

○委員長（村岡賢一君） 千葉委員、簡潔に。（「議事進行」の声あり）

暫時休憩します。

再開します。議事進行。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 簡明にとかという話でなくて、市場事業特別会計の審査だと思うんですけれども、さすがにちょっと草木沢のごみ処理場、ちょっと議題の範囲外だと思いますが、委員長、そこについて何も指摘しないというのはどういうお考えなのかお聞かせください。

○委員長（村岡賢一君） ただいまの千葉委員の2問目の発言においては、会計監査のほうの関連がございませんので答弁は必要ないと考えます。

市場事業について答弁お願ひします。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回、コロナ対策ということで、市場に水揚げしている漁民ということで、対象とするという内容にしたところでございます。例えば、カキの業者は対象にならないのかという部分に関しては、カキに関しては、恐らくコロナの感染に、時期はかかる部分はあるんですけども、あくまで対比としてどれぐらい減少したかという部分、要は20%以上減少するという基準でもって今回のコロナ対策という部分を行ったところでございます。各漁協に相談したんですけども、カキはそういう下落はなかったという回答をいただきましたので、カキ業者は除いているというところでございます。

なお、なぜ市場に揚げる漁業者だけなのかと、市場に揚げない漁業者は対象にならないのかという部分に関しては、これは支援金、補助金等々の考え方で国から来る話ですので、そこはあくまでデータとしてこちらが、この方はどれぐらい減少になったという、そういういた確たる数字的な記録がないと、それはお支払いできないというところになりますので、そこは市場に揚げていない漁業者は、そういうデータが町として得られないというところで、対象とはしないという内容でございます。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 取りあえず今の課長の説明ですと、データがないと言っていますけれども、や

やっぱり事業をやっている方は、毎年、毎月の売上げを必ず自分で持っています。そして、商工関係ですと、私も自分の売上げのデータ管理があるんですけれども、それでもって申請して、補助金を受けました。その課長の管理がされていないというのは、ちょっとやっぱり違うんじゃないかなと。そして、私の昔の地域の仲間なんですが、やっぱり50%、100万円だったのが50万円になったと、そういった現実を話していました。そして、この事業について、志津川の漁協に行ったらば、やっぱり町から来ている情報そのままに、市場に揚げている人が対象なので、カキは対象にならないと。しかしながら、現実的に売上げが減って、50万円収入が減って、資材とかそういった部分の補填に充てる部分が、ここで減少しているわけなんです。そして、この間、女川もやっていましたが、カキがなっていても買い手がない、店の自肅がある、価格も下がっている、これが宮城県内におけるカキ生産者の実情だと思います。それをある程度把握して、売上げが説明できたらば、やっぱり私は補填するべきだと思いますが、課長はなかなかこれに関して答えるのは難しいと思うので、やっぱり私は総務課長のほうからそのことに関して考え方を聞きたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） お答えさせていただきます。

コロナの制度設計について、予算説明させていただいたのは確かに私のほうからさせていただいておりますが、それぞれの部署においてその政策の必要性というのは、担当課長のほうから上げていただいて、町として整理をしてお出ししているということですので、私がからその部分について特別お答えできるものというものはございません。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 一義的には、客観的に、できれば公的な機関からのデータという部分が、そういった国から来る支援金、補助金に関しましては必要だろうというところから始まっているところです。我々としてもできれば市場に水揚げをしていただきたいという思いも当然あるんですけども、そういった意味で、なかなか相対の取引という中で、どれだけ増えた、減ったという部分の客観的なデータというのがなかなか難しいのかなというところから始まっているところでございます。

どうしても公平にという形で我々も考えるところではあるんですけども、非常にこの漁船漁業、水産、1次産業に関しては、非常に線引きというのは難しいと考えております。県内でも漁船漁業、あとはギンザケ、ホタテ、そういった幅広く支援金を出しているというのは、あまり、南三陸町ぐらいではないかなと自負しているんですけども、そういった中

で、なかなか一律に全て公平というところは、なかなか制度的に難しいという部分に関しましては、御理解いただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 公平ということじゃなくて、コロナで被害が出ているということを現実として、やっぱり町には受け止めてほしいと思います。何も私がもらうわけじゃなくて、結局困っているんです、漁民が。そのことに対してもう一回、町のほうでも検討いただきたい、これをお願いして私の質問を終わります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 2点ほどお伺いいたします。

まず、この成果の中から、忘れないうちに1点、細かいことですけれども、一番下のグラフのところに、附表の193ページです、大変失礼しました。その事業の内容及び成果の中で、下のグラフ、南三陸町地方卸売市場水揚げ状況の推移（円）って入っています、税抜き、そのつもりで下の元年度の水揚げ130万2,000円と見たら、左に行きまして、金額が1,000円単位が1,000円と入っているんですね。何だこれ、13億円かとびっくりしたんですけども、その辺、どちらかに統一していただきたいと思います。

その中で、衛生管理のなったということで、これいいことなんですけれども、この運営状況の中で、皆、魚類が水揚げが下がっている中で、唯一ここに希望が見いだせるのがギンザケ、国内需要の高まりを受け、数量及び単価が年々上昇しており、過去10年間の平均を上回っていると、本当に希望の持てるこのギンザケでなかろうかと思われます。

今後も期待される、国内需要の高まりを受けているということですので、今後もこの辺は伸び代が大きいのかなと思われますけれども、今、このギンザケは組合を、漁民の方たちの組合構成していると思うんですけども、これを拡大する要素というか、拡大に持つていけないものか、将来的にですね、どういうものなのか、この点についてお伺いします。

それから、この成果のこの文章なんですけれども、私、漢字読めないので、もっとそれをグラフに表したほうが見やすいのかなと思われます。これは、このページの校正のほうができるかどうかのお願いなんですけれども、例えば、一番下のサケ類、ギンザケ、イサダ、タコ類、カレイ類なんかも、グラフにすると、もっとこの文章の分をグラフにすると見やすいのかなと思われますので、それは希望ですけれども、その辺をお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 暫時休憩します。再開は1時10分といたします。

午前1時57分 休憩

午後 1時07分 再開

○委員長（村岡賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民税務課長、保健福祉課長が退席しております。

及川委員の質疑に対する答弁を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、ギンザケの関係でお話しさせていただきます。

ギンザケにつきましては、チリ産等の輸入ギンザケの影響を多分に受けているというところでございます。実は、ギンザケに関しましては、平成30年、これチリの養殖で魚病が発生しまして、大変不漁だったというところでございました。したがって、国内の状況はよかつたわけなんですけれども、平成31年、昨年度ですね、昨年度に関しましては、チリで豊漁だったということで、非常に業界といたしましては、戦々恐々としたわけなんですけれども、たまたまコロナで輸入がストップしたというところでございます。現在、チリ産のギンザケに関しましては、中国等の倉庫に今、たくさん入っているという状況の中で、これがコロナが終息した後に、非常に市場全体ダブつく懸念があるというところでございます。したがって、県漁連、あとは県漁協も含めて、湾内の環境等も含めて適切に管理しているという状況でございますので、現状、値段、漁獲もいいからということで、軽々に拡大するという考えはないというところでございます。

あと、附表に関しましてです。確かに委員おっしゃるとおり、あまりに文字が多用されているというところでございます。これに関しましては、来年度、もっと見やすいような形で修正をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまの、もろ手を挙げて喜んでいられないということが分かりました。このギンザケについてですね。

それと、今後の市場会計の運営ですね、今、借金が600万円ほどで、あと終わるわけです。今年が、この600万円支払えるのかなと思いますけれども、市場も新しくして、そしてまた、この借金も終わったならば、この市場会計を今後、当町で持っているよりも、漁民の人たちに、漁協にシフトするという考えが、今度、その辺も考えていかなければならない時期でなかろうかなと思うんですけれども。今、来年から自主財源が少なくなっている中で、それを維持していくとなると、足かせにならないのかなという心配もあります。そうした面から、漁民の人たちが、自分たちの市場なんだよって、そういう意気込みでやってみるのも一つの

方法かなと。今ですと、親方日の丸で、それこそ一般会計からつぎ込んでやっている状況だと思いますので、今後のそういう、将来に向けての考えを町長にお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） どうも市場の運営全体について、及川委員は理解していない部分が多々ございます。多分、海の関係の皆さん方、さっきから後ろのほうで笑ってございますが、基本的に今のような議論というのは、多分、多分というより、まず成り立たないと思います。その辺踏まえながら御意見を賜ればと思っております。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第6号令和元年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和元年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求める。会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） それでは、認定第6号令和元年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御説明をいたします。

決算書の288ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、令和元年度は、歳入総額2,077万6,948円、歳出総額1,495万4,966円、歳入歳出差引額582万1,982円で決算いたしました。令和2年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算をし、実質収支の額が令和2年度への繰越金となります。

決算書の280ページへお戻り願います。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較等について申し上げます。

1 款使用料及び手数料、構成比8.9%、対前年マイナス1.2%。

2 款財産収入、構成比0.0%、対前年プラス0.1%。

3 款繰入金、構成比67.4%、対前年プラス9.0%。

4 款繰越金、構成比23.0%、対前年マイナス80.7%。

5 款諸収入、構成比0.0%、対前年では、ほぼ100%のマイナスということになります。

6 款分担金及び負担金、構成比0.8%、前年度は歳入ございませんので、全額の伸びということでございます。

歳入合計では、対前年マイナス74.9%となりました。減収の要因につきましては、前年度、平成30年度において、袖浜処理区の補償費、これが4,300万円ほど雑入として歳入されたことによるものでございます。

なお、収入未済額7,920円につきましては、令和2年度になりまして既に収入済みとなつてございます。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（村岡賢一君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 続きまして、歳出の細部説明をさせていただきます。

歳出は、事項別明細書を参照願います。286ページ、287ページをお開き願います。

1 款 1 項漁業集落排水事業費は、支出済額512万7,236円となり、執行率は86.5%となっております。1目漁業集落排水施設管理費は、袖浜処理区の維持管理に要した費用を支出しております。執行率は86.5%、対前年度比較は金額で約6,300万円、率で92.5%の減となっております。要因は、平成30年度において宮城県の防潮堤に係る補償工事に関する支出が6,300万円ありましたが、令和元年度においてはその工事が完了したため、支出がないためです。

次に、2目漁業集落排水事業基金費は、基金利子を積立てたものであります。

次に、2款 1 項公債費は、地方債の元金償還と償還利子の支出で、執行率はほぼ100%であります、前年度と同額の支出となつております。

以上で漁業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第7号令和元年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和元年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） それでは、認定第7号令和元年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御確認をいただきます。

決算書の303ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、令和元年度は、歳入総額2億1,315万8,160円、歳出総額1億7,909万8,461円、歳入歳出差引額3,405万9,699円で決算をいたしました。

令和2年度へ繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算をし、実質収支の額が令和2年度への繰越金となるものでございます。

決算書289ページにお戻り願います。

こちらも歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較等について申し上げます。

1款分担金及び負担金、構成比0.4%、対前年マイナス4.7%。

2款使用料及び手数料、構成比7.7%、対前年プラス3.1%。

3款国庫支出金、構成比2.8%、対前年マイナス66.5%。

4款財産収入、構成比0.0%、前年同額であります。

5款繰入金、構成比69.4%、対前年はマイナス20.9%。

6款繰越金、構成比15.8%、対前年ではプラス31.8%。

7款諸収入、構成比4.0%、前年は預金利子のみのため、大幅に840万円ほど増加ということになってございます。

歳入合計は、対前年でマイナス13.7%でございました。

なお、収入未済額2万1,865円が発生しておりますが、こちらも令和2年度になりまして既に収入済みとなってございます。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（村岡賢一君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 続きまして、歳出の細部説明をさせていただきます。

歳出は、事項別明細書を参照願います。297ページ、298ページをお開き願います。

1款1項下水道総務費は、支出済額は2,430万8,422円で、執行率は97.3%となっております。

1目下水道総務管理費は、主に人件費、消費税など事務的経費の支出であります。執行率は97.3%、対前年比較では約840万円の増、率にして52.6%の増となっております。要因は、平成30年度事業決算分から消費税の課税団体となったことにより、令和元年度から消費税の納付が発生したためであります。

次に、2目公共下水道基金費は、基金利子の積立てです。

299ページ、300ページをお開きください。

2款下水道事業費1項下水道施設管理費は、執行率89.9%となっております。

1目特定環境保全公共下水道施設管理費は、伊里前処理区の管路施設の維持管理に要する費用を支出しております。執行率は89.9%、対前年比較では約1,640万円の減、率にして34.1%の減となっております。要因は、平成30年度に下水道基本計画策定業務があり、令和元年度においては業務が終了し、その支出がないためであります。

次に、3款1項交際費につきましては、地方債の元金償還と償還利子の支出で、執行率はほぼ100%、前年度と同額の支出となっております。

301、302ページをお開きください。

5款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧費1目特定環境保全公共下水道施設災害復旧費は、伊里前処理区の災害復旧事業に係る経費を支出しております。予算は前年度からの繰越しとなっております。支出済額は310万円で、執行率は100%となっております。

以上で公共下水道特別会計の説明を終わります。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ありませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点だけお伺いします。

下水道、仮設から本管入替えになったんですけれども、場所をハマーレの後ろを通って、石泉に抜ける道路に埋設してあるのか、上を通っているのか、その辺だけ1点お伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） その部分につきましては、仮設でなく本設となっております。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 本設したものがハマーレの裏を通って石泉線に入って浄化センターに行ってい るのかどうかという確認です。

○委員長（村岡賢一君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 本設で、委員おっしゃるとおりに入っています。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第8号令和元年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和元年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それでは、認定第8号令和元年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明をさせていただきます。

決算書304、305ページをお開き願います。

収益的収入及び支出になります。

まず、収入、1款水道事業収益の決算額は6億5,724万3,665円となり、対前年度比較では約900万円の増、率にして1.4%の増となっております。本業の営業収益における給水収益は、税抜きでの対前年度比較では約1,100万円の減、率にして3.3%の減となっております。

次に、支出、1款水道事業費用の決算額は6億3,915万3,253円となり、対前年度比較では約300万円の減、率にして0.5%の減となっております。

収益的収支に係る前年度比較等につきましては、317ページの事業収入に関する事項及び費用に関する事項を併せて御確認願います。

次に、306、307ページを御覧願います。

資本的収入及び支出になります。

収入、1款水道資本的収入の決算額は14億9,338万974円となり、対前年度比較では約2億9,100万円の増、率にして24.2%の増となっております。要因につきましては、水道事業災害復旧事業に対する国庫補助金の増です。

次に、支出、1款水道資本的支出の決算額は17億1,656万6,140円となり、対前年度比較では約2億8,900万円の増、率にして20.2%の増となっております。要因につきましては、建設改良費における水道施設災害復旧工事費の増です。

なお、13億3,511万7,000円の予算を水道施設災害復旧事業費として翌年度に繰越しをしております。

また、建設改良工事の主な契約につきましては、315、316ページに記載しておりますので、併せて御確認願います。

以上が令和元年度の決算の概要ですが、収益的収支と資本的収支から減価償却を引いた決算規模は、対前年度比較では16.4%増となっております。

次に、財務諸表について説明させていただきます。309ページを御覧願います。

損益計算書になります。この計算書は、令和元年度の事業成績を明らかにするために作成したものであります。概要といたしましては、災害復旧が進み、固定資産が増加し、営業費用の減価償却費が大きくなっていることから、例年、営業損失が生じておりますが、営業外収益と営業外費用を含めた経常利益では、1,340万8,061円となりました。また、特別損失として過年度未収金の不納欠損金4万2,876円があり、純利益は1,336万5,185円となりました。

その結果、令和元年度末現在の未処理欠損金は4,542万434円となりました。

次に、310、311ページをお開きください。

剰余金計算書になります。この計算書は、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したか内容を示したもので、下段の表は欠損金処理計算書です。

次に、312、313ページをお開き願います。

貸借対照表になります。この表は水道事業の財政状況を明らかにするもので、令和2年3月31日現在における保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表しております。

312ページ、資産の部、固定資産の合計は112億4,115万1,671円で、前年度末から約10億3,600万円増加し、流動資産と合わせた資産合計は120億1,118万7,144円となりました。

これに対し、資産がどのように得られたかを示す負債・資本につきましては、318ページ上

段、負債の部の合計が48億9,806万5,657円で、前年度末から約8億3,500万円増加し、資本の部の合計は71億1,312万1,457円で、約1,700万円増加しました。

314ページからは、決算附属資料として事業報告のほか各種明細を記載しておりますので、御参照願います。

以上で水道事業会計の説明を終わります。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ありませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第9号令和元年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。令和元年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） それでは、認定第9号令和元年度南三陸町病院事業会計決算の細部を説明させていただきます。

例年ですが、説明に入らせていただく前に、この決算書には表していない当病院への各種支援について、御報告させていただきます。

南三陸病院は、開院し4年10か月が経過いたしました。令和元年度においては、前年度に引き続き宮城県からドクターバンク事業による内科医師1名と自治医科大学卒業医師の配置事業での整形外科医1名の計2名の派遣を頂戴しております。東北大学メディカルメガバンク機構からは地域医療支援事業として内科医師2名の支援を頂戴するとともに、同大学病院からは、その他外来非常勤科に対する医師の定期派遣もいただいているところでございます。

また、月15日程度の当直支援、土日、祝祭日等の日当直についても支援を頂戴している状況でございます。透析診療においては、同大学病院より透析診療開始以来継続して総合的なデータ管理及び所属の透析医師には月2回の透析診療にも御協力をいただきました。

最後にもう一点、令和元年度の患者数を申し上げますと、入院2万9,018人、外来4万9,311

人で、前年度との比較では、入院で1,139人の減、外来で364人の減となりました。外来は診療日数が前年度比で5日ほど減少しております、1日当たりの患者数では逆に1.9人の増となっております。

それでは、細部説明をさせていただきます。

資料は、決算書333、334ページからとなります、収益的収支に関わる平成30年度との対比につきましては、決算附属書類345、346ページに記載されておりますので、併せて御確認いただきたいと思います。

では、333ページ、収益的収入及び支出について。

最初に収入でございます。

病院事業収益は18億6,059万6,941円であり、平成30年度との比較では3,391万4,000円、1.8%の減となりました。予算に対する収入率は87.2%でした。医業収益では4,093万3,000円、3.1%の減となっております。収益の減少は、入院患者数の減少が主な要因となっております。

支出につきましては、病院事業費用として20億704万1,331円、前年度との比較は3,043万4,000円、率にして1.5%の減となりました。予算に対する執行率は94%ほどです。うち医業費用は19億1,508万2,568円の決算で、前年度との比較では3,041万7,000円、率にして1.6%の減となっております。

次に、335、336ページ、資本的収入及び支出でございます。施設の整備や企業債の償還金等の支出、この財源としての企業債収入や一般会計からの出資金が計上されております。

初めに、収入でございますが、病院事業資本的収入額は3,769万5,072円、前年度との比較では420万2,000円の増額となりました。歳出における基金積立金の増額によるものでございます。企業債の内訳は、決算附属書類348ページに詳細が記載されております。

続きまして、支出です。病院事業資本的支出ですが、3,769万4,004円の決算となりました。前年度との比較では196万1,000円の増となりました。

続きまして、財務諸表の説明をさせていただきます。

337ページの損益計算書でございます。事業年度の経営成績を明らかにするために作成する決算書類で、税抜きの表記となっておりますので、決算報告書の数値とは合致いたしませんので、あらかじめ御了解いただきます。

まず医業収益が12億8,307万238円と、昨年との比較では4,131万9,000円、3.1%減少しております。それに対して医業費用は18億7,244万5,621円と、昨年との比較においては3,404万9,000円、1.8%の減少となり、差引き5億8,937万5,383円の医業損失となりました。医業収

益が減少した分、医業費用も減少しておりますが、結果として損失額は前年度との比較では727万円ほどの減という結果になりました。御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で2月末から入院収益等医業収益に大きく影響を受けておりますが、外来部門の透析患者数の増加などでその影響は最小限にとどまったというところでございます。

その他医業外収益、費用及び特別利益・損失を加えた最終的な当該年度の純損失は1億4,644万4,390円となります。結果、年度未処理欠損金の額は33億4,959万円となりました。年度別の損益の状況は決算附属書類の348ページを御覧いただきたいと思います。

次に、338、339ページをお開きください。

剰余金計算書ですが、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を示すもので、当該年度の変動としては、自己資本金に一般会計からの繰入金を、資本剰余金には奨学資金貸付基金の利息を計上しております。

次に、340ページ、341ページをお開きください。

病院事業貸借対照表でございます。事業年度末日の財政状況を明らかにするために作成される決算書類です。

資産といたしましては、建物等の固定資産、現金等の流動資産合わせて46億5,245万2,943円、昨年度との比較では固定資産の償却等により4億794万1,000円ほど減少しております。

対して、負債及び資本でございますが、負債は企業債、繰り延べ収益としての長期前受金などで合計48億4,721万8,505円、資本は自己資本金、剰余金としての国・県補助金、欠損金など合計マイナス1億9,476万5,562円で、負債及び資本の合計がバランスシートになりますので、資産の合計額と一致するものでございます。

以上、財務諸表の説明とさせていただきますが、343ページから354ページに決算附属書類として事業内容など詳しく記載しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

以上、病院事業会計決算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 2件だけ。病院経営の全体的なことでお聞きしたいと思います。

今、事務長のほうから説明あった多くの支援の先生が来てくれているような状況、本当にありがとうございます。先生がいなくて、やっぱり病院というのは成り立たないので、その辺、

今後も先生方の支援はよろしくお願いしたいと思います。

そういう中で、コロナのせいで病院の売上げが下がったけれども、透析患者が増加したという話なんですが、透析患者の増加というのは、生活習慣病が糖尿病から透析という形になるとは思うんですが、この透析患者が増えた要因というのは、やっぱり高齢化率が上がるこことによってのこういった透析患者が増えていくという関係があるのでしょうか。その辺、1問です。

あとは、南三陸病院には産婦人科がないと思いますが、妊婦の診察とか、あとは診療、そういう関係は、南三陸病院ではどのような形を取っていくのでしょうか。

その2点をお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） まず1点目の透析患者の増の要因でございますが、潜在的にそういう患者さんがいたのか、ちょっと詳しい分析までは至っておりませんが、震災後、他の医療機関で透析を行っていた方、また、病状が悪化して透析が必要となった方、また、先天的に腎臓のほうが弱くてというような患者さんの中にはいらっしゃるようで、昨年度35名から決算の3月末で41名まで増加しているというような状況でございます。

それで、決算附属資料には載せておりますけれども、外来収益が前年度より1,900万円ほど増加しているところでございますが、そのうち1,500万円程度がこの透析患者の増加による収益ということでございます。

それから、産婦人科については、もちろん非常勤外来として診察等は行っております。詳しい診察内容までは、私はちょっと承知していないところでございますが、婦人科は、金曜日の午後に石巻赤十字等から御協力いただきまして、婦人科の先生に来ていただいて、診察、健診等を行っているという状況でございます。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 全国的に生活習慣病が増加している中で、この透析というのは今後も増えていくような状況の中で、南三陸病院に透析部門を町長が設置したということで、本当に住民の皆さんには喜んでいます。将来の病院の病状の状況に応じて、やっぱり病院も先生方とか各科を改善していくことが必要で、それが病院を維持する財源として今後もつながっていくと思いますので、先生方には大変でしょうけれども、その辺はしっかり診察、治療してもらうような体制をよろしくお願いします。

あと、産婦人科ですが、どこの自治体も産婦人科がいないという形で、登米市のほうでも紹

介状でもっていろんな、古川とか、あと石巻とか、その辺に妊婦が行って出産しているというような話も聞きます。そして、私の同級生の子供たちも、そういった年齢に差しかかっていて、ふるさと出産をしたいと言うのですが、なかなか町にはないので、近隣の市町のほうで出産しているという話を聞きます。今、事務長が話したように、今、非常勤で産婦人科の先生が来てくれると、これもうれしいことなんですが、妊婦にとてはいつどうなるか分からぬという形があるので、そういった緊急を要する場合というのは、病院の体制としてどういった形を取っているのか。体調がおかしいんですって南三陸病院に連絡した場合は、救急車でもってどこか専門の病院に搬送するというような形なのか、その辺だけ最後に教えてください。

○委員長（村岡賢一君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 婦人科が、先ほど金曜日協力もらっているところで、もちろん、当然ながらうちの病院では出産はできない状況でございます。近隣の中小病院は全てそのような状況、小児科も含めてなかなか難しい状況にあるというのは現状でございます。

先ほどの御質問の救急時はどうするんだということにつきましては、他の疾病と同様に、中核病院等を御紹介申し上げるというのがスタンダードな形なのかなと考えております。

（「ありがとうございます、終わります」の声あり）

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。これをもつて討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第10号令和元年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和元年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） それでは、認定第10号令和元年度南三陸町訪問看護

ステーション事業会計決算の細部説明をさせていただきます。

資料は決算書355、356ページからとなります、収益的収支に係る前年度との対比や事業概要につきましては、決算附属書類363ページ以降に記載されておりますので、併せて御確認ください。

では、355ページ、収益的収入及び支出について。

初めに、収入でございます。

訪問看護ステーション事業収益は4,626万6,551円であり、平成30年度との比較では126万4,000円、2.8%の増となりました。増額の主な理由は、療養費の増加によるものでございます。

支出につきましては、訪問看護ステーション事業費用として4,093万1,377円、平成30年度との比較は79万5,000円、率にして1.9%の減となりました。

続きまして、財務諸表の説明をさせていただきます。

357ページ、損益計算書でございます。事業年度の経営成績を明らかにするために作成する決算書類で、税抜きの表記となりますので、決算報告書の数値とは合致いたしません。

まず、事業収益が4,583万1,967円、それに対して事業費用は4,069万6,873円と、差引き513万5,000円の事業利益が得られました。その他事業外収益・費用及び特別利益・損失を加えた最終的な当該年度の純利益は533万5,174円となります。結果、当年度未処理剰余金の額は2,376万613円となりました。年度比較の状況は決算附属書類365、366ページを御覧いただきたいと思います。

次に、358、359ページをお開きください。

剰余金計算書ですが、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を示すもので、当該年度の変動としては、利益剰余金に当年度純利益として533万5,174円を計上しております。

次に、360、361ページをお開きください。

訪問看護ステーション事業貸借対照表でございます。事業年度末日の財政状況を明らかにするために作成される決算書類です。

資産といたしましては、車両の有形固定資産、現金等の流動資産合わせて2,639万7,219円、昨年度との比較では、流動資産、現金でございますが、増加により486万4,000円ほど増加しております。対して、負債及び資本でございますが、負債は未払金、繰り延べ収益としての長期前受金などで計76万7,941円、資本は利益剰余金として2,562万9,278円で、負債及び資

本の合計がバランスシートですので資産の合計額と一致するものでございます。

以上、南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。
ありませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点だけお伺いいたします。

361ページの負債の部で、負債合計が76万7,941円と出ております。この内容をお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） この貸借対照表の見方ということになりますが、未払金が49万8,941円、それと、繰延収益、これは長期前受金と申しまして、補助金等で整備をした車両や機械設備等の部分を減価償却と対称になるように収益に計上するというルールがございまして、この（1）は当該年度の計上額で、（2）は今までの累計額ということになります。この差が繰延収益ということになって、26万9,000円ということで、49万8,941円と26万9,000円の合計額が負債合計の76万7,941円となるということになります。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

後藤伸太郎委員ほか2名より、令和元年度決算審査特別委員会審査報告書に付する意見案が提出されておりますので、職員をして配付をいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 0 1 分 再開

○委員長（村岡賢一君） 再開します。

ただいま配付したとおり、後藤伸太郎委員ほか 2 名より令和元年度決算審査特別委員会審査報告書に付する意見案が提出されました。これより提出者の説明を求めます。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 それでは、令和元年度決算審査特別委員会審査報告書に付する意見案として下記のとおり提出いたします。

たまたま私が代表として提出させていただきましたが、委員全員の思いであるということを申し上げさせていただきます。

また、この場にいない課長にもしっかりと伝わると信じまして読み上げます。

意見

令和 2 年第 7 回南三陸町議会定例会に提出され、当委員会に付託された事件「認定第 1 号 令和元年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第 10 号令和元年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について」までの審査に際し、審議資料の内容に多くの訂正すべき箇所が発見された。

審議資料の誤りは、行政効果の客観的判断と、今後の改善や反省事項の把握と活用を意義とする決算の認定に関する審議に、少なからぬ影響を及ぼした。

今後、議会に提出する議案及び資料等については、慎重の上にも慎重を重ね、所管課等が責任を持つことは当然のこと、組織として一体的な連携を図り、不備のないものを調製するよう望むものである。

町当局においては、多くの箇所に誤字等が発見されたことに対し、危機感を持つことは当然として、当該事案に対する発生原因と今後の再発防止対策について調査・検討し、その結果を議会に対し報告するよう、併せて求める。以上。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりました。

これより、提出されました意見案に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑を終結します。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより令和元年度決算審査特別委員会審査報告書に付する意見について採決します。

本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、令和元年度決算審査特別委員会審査報告書に本意見を付し、議長に報告することいたします。

以上、付託されました認定第1号から認定第10号まで、全て認定すべきものと決しました。

特別委員会での審査結果等につきましては、委員長報告を作成し、議長に対し報告することといたします。

これをもって令和元年度決算審査特別委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。

ここで、私から一言。

これで、令和元年度の特別決算審査委員会が終了するわけでございますけれども、委員の皆様方には大変御協力いただきまして、無事終えることができました。感謝を申し上げます。

これをもって閉会とさせていただきます。

以上をもちまして、令和元年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時06分 閉会